

2025－2026

ポリシーブック

「20年後の目指すべき農業の姿」
～持続可能な力強い農業の実現に向けて～



神奈川県農協青壮年部協議会

神奈川県農協青壮年部協議会とは？

- 神奈川県農協青壮年部協議会（県青協）は、11 の県内ＪＡ青壮年部を会員とし、かながわ農業を発展させ、豊かな地域社会を築くことを目的に設立した協議会です。
- かながわ農業の将来を担う青壮年層が中心となり、県内 1,388 名の部員（盟友）とともに、消費者に対して責任ある農業者として、地域理解運動の促進や食農教育、部員間の絆を深める親睦事業などの活動を行っています。
- 青壮年部の政策・方針集である「ポリシーブック」を作成し、持続可能な農業経営の実現に向けて要請活動や意見交換会で農業者の声を届けています。



【Facebook QR コード】



【公式 LINE QR コード】



【令和 7 年度執行委員名簿】

役職	氏名	役職	氏名
委員長	大沢 知明（ＪＡ湘南）	委員	皆川 淳一（ＪＡさがみ）
副委員長	越水 宏文（ＪＡ横浜）		幡野 茂久（ＪＡ県央愛川）
副委員長	浅谷 信男（ＪＡセレサ川崎）		濱野 靖央（ＪＡかながわ西湘）
書記長	亀井 尋仁（ＪＡさがみ）		田邊 雅寛（ＪＡ相模原市）
農政・組織対策委員長	鈴木 貴（ＪＡあつぎ）		八木 拓美（ＪＡ神奈川つくい）
農政・組織対策副委員長	山口 哲治（ＪＡはだの）	監査委員	富塚 祐介（ＪＡ湘南）
委員	原 正史（ＪＡ横浜）		佐藤 寛（ＪＡ相模原市）
	高桑 正光（ＪＡセレサ川崎）		飯草 英雄（ＪＡセレサ川崎）
	鈴木 康太（ＪＡよこすか葉山）	参 与	吉田 雅章（ＪＡさがみ）
		顧 問	

目 次

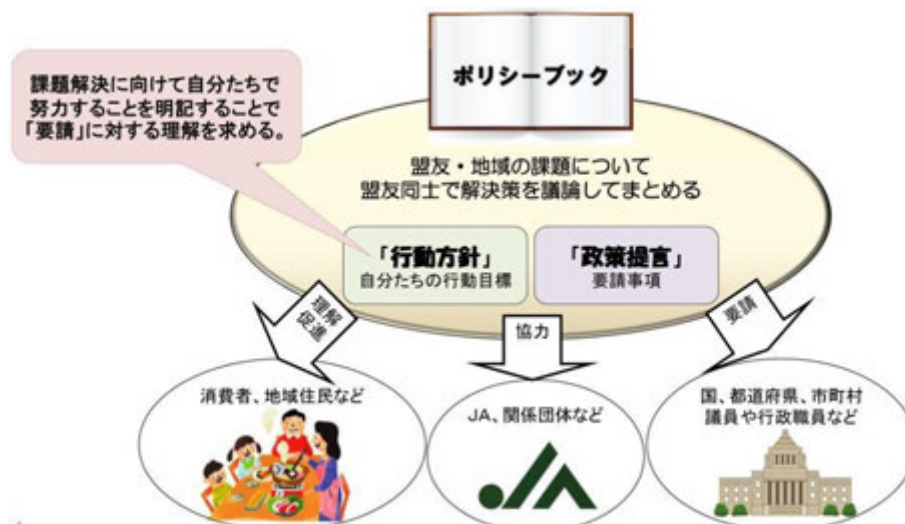
I. 現状・課題	1
II. 県青協として取り組むこと	7
III. 中央会・連合会に求めること	9
IV. 国・県へ要請すること	11

○ポリシーブックを一言で表すと「青壮年部の政策集」。

○部員一人ひとりが営農や地域活動をしていく上で抱えている課題や疑問点について、部員同士で解決策を検討してとりまとめたもの。

○政策として要請するだけでなく、まず自分たちで解決に向けて努力し、取り組むことを明記している。

○「自分たちの行動目標」と「積み上げによる政策要望」の両方を備えたもの。



I. 現状・課題

1. 持続可能な農業経営について（Ⅳ. 1. (1)～(5)と対応）

(1) 農業理解醸成について

食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の確保が国民課題であるとの認識が醸成されつつある。かながわ農業の持続的な発展のためには、新鮮な農畜産物の供給をはじめ、防災空間の確保、良好な景観の形成、農業体験の場の提供等の都市農業が果たす役割について、食農教育等、農業理解運動の展開により県民に改めて共有するとともに、生産コストの農畜産物価格への転嫁についてもご理解いただく必要がある。

このような運動展開にあわせ、「農作業時の音」、「農薬の使用」、「堆肥等のニオイ」、「公道の土汚れ」等、営農継続上やむを得ず発生する物事についても副次的な理解醸成を図っていく。

また、2025年の国際協同組合年にかかる機運醸成をもとに、生活協同組合をはじめとする協同組合や他業種との連携により、理解醸成の輪を一層広げていくことが望まれる。

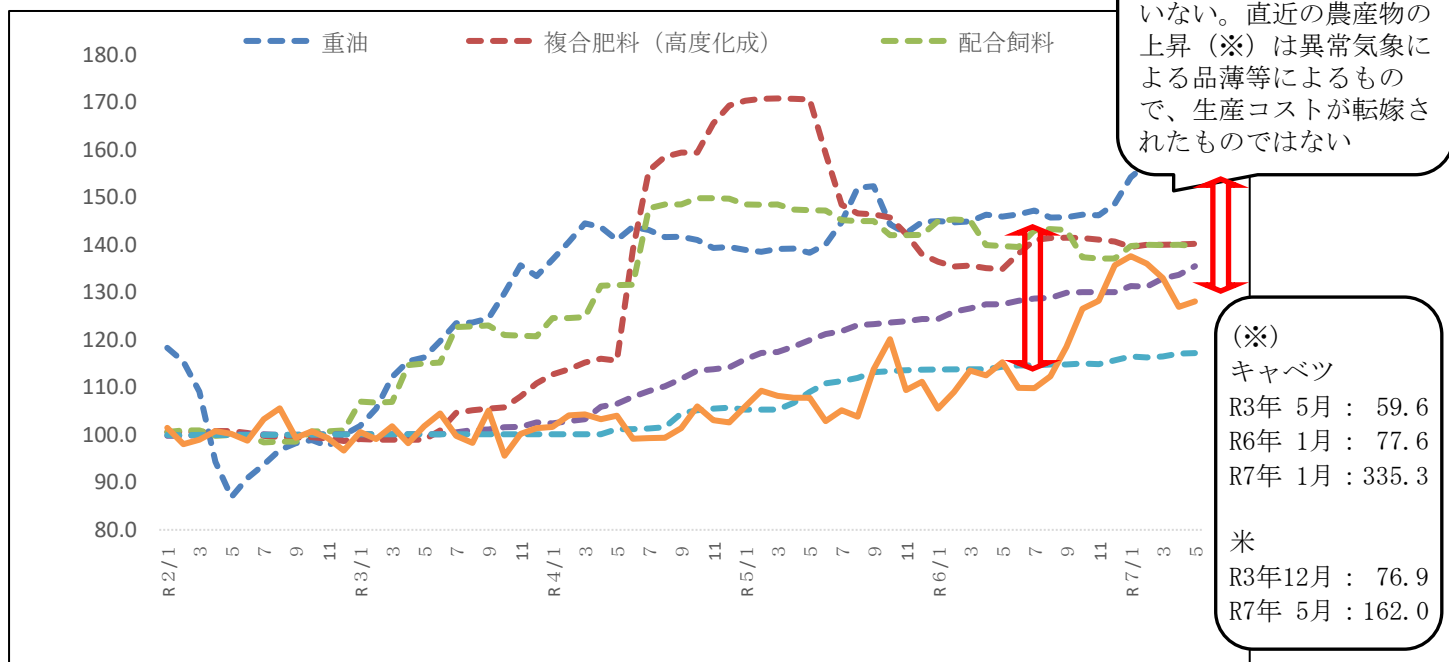


(2) 生産コスト高騰を踏まえた農畜産物価格形成について

① 生産コストを農畜産物価格に転嫁できない現状のままでは、県民の食を支える農業経営の持続が困難であるため、全ての農畜産物に対し地域の実態を踏まえた再生産可能な適正な価格が形成されるよう、早期の法制度化と消費者等の理解醸成による実効性ある仕組みの確立が望まれる。

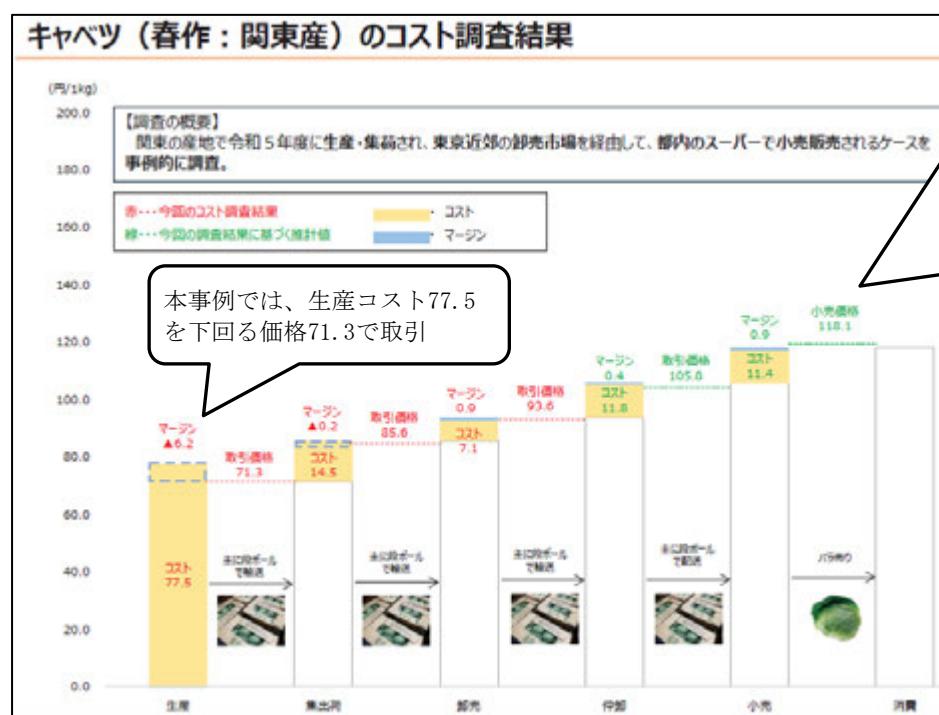
② 不安定な国際情勢等に起因する生産資材価格の高止まりは依然として農業経営を圧迫している。県民の食料安全保障の確保に向け、農業所得の保障にも繋がる助成金交付など対策事業の恒久的な措置が望まれる。

【主な生産資材価格および農産物価格の推移】（令和2年平均＝100）



（農業物価統制調査（農林水産省）よりＪＡ神奈川県中央会作成）

【流通の各段階におけるコスト転嫁の状況】



野菜・果樹で調査された10品目24事例のうち、生産段階では半数の10事例でコストを下回る取引価格。（集出荷段階では同11事例）一方、卸売・仲卸・小売では全事例でコストを上乗せできている。価格交渉力の強い小売等と比べ、**生産段階で価格転嫁できていない傾向！**

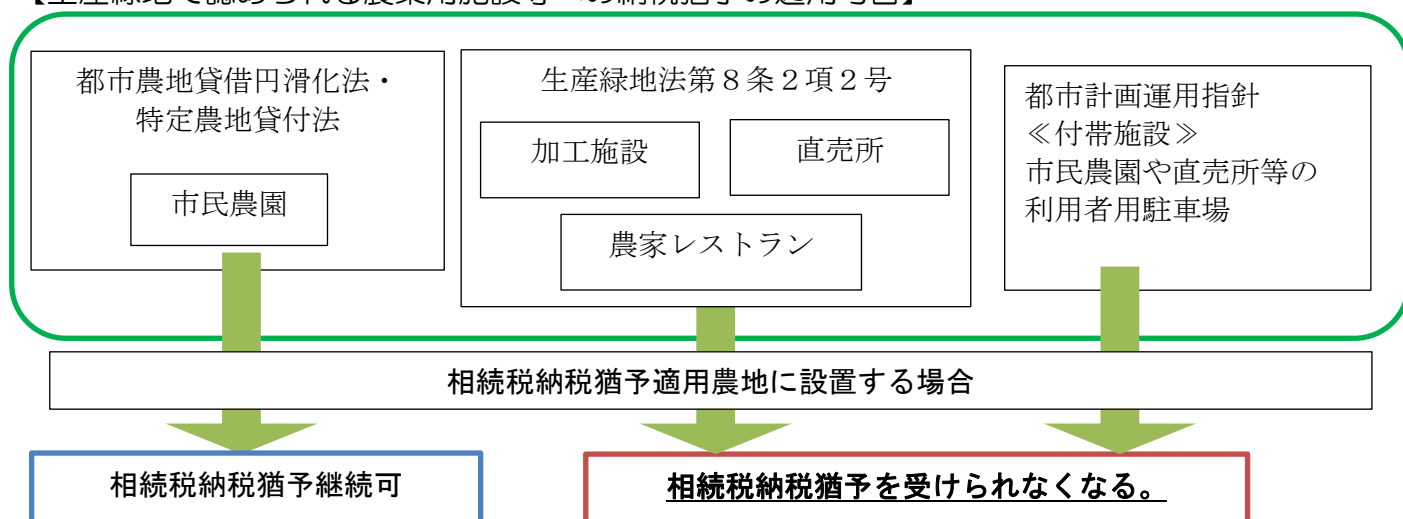
（農林水産省「適正な価格形成に関する協議会」資料より）

(3) 税制について

- ① 生産緑地においては、良好な都市環境を形成するための市民農園・体験農園の開設や、農産物の加工施設・直売所・農家レストラン等の設置が認められており、その利用者用の駐車場等の付帯施設も設置可能とされている。

しかし、納税猶予を受けている生産緑地において、上記の直売所施設や駐車場等を設置する場合、納税猶予の対象外となる。生産緑地を保有する農業者の営農活動が制限されることのないよう、生産緑地が都市住民に新鮮な農産物を供給する生産基盤であることに加え、生産緑地法に定める「良好な生活環境の確保」をはじめ様々な公益的機能を果たすことを鑑み、生産緑地に設置できる農業用施設等へ供される土地について、相続税納税猶予制度の適用対象とすることが望まれる。

【生産緑地で認められる農業用施設等への納税猶予の適用可否】



- ② 都市農業では、農業機械等を自宅の敷地内で管理している農家も多い。自宅敷地は市街化区域内であるため、農機を保管する用地も宅地並み課税の対象であり、その固定資産税・都市計画税・相続税が営農継続上の障壁となっている。

このような自宅敷地内の農業用施設用地は、農業経営と一体・不可分であり、かながわ農業のような家族・小規模経営体が安心して営農を継続するために、その税負担軽減に向けた措置が望まれる。

なお、横浜みどり税においては「指定された農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置」が図られており、その普遍化が望ましい。

【自宅敷地内の農業用施設用地における固定資産税等の取り扱い】



（ＪＡ神奈川県中央会作成）

(4) 鳥獣等営農環境にかかる被害対策について

- ① 近年、野生鳥獣による被害が増加しており、本県では報告されているだけでも約1億5千万円（令和5年度）もの被害が発生している。一方、被害報告は調査様式に記入し提出する煩雑な方式であるため、報告されていない潜在的な被害も多く存在している。

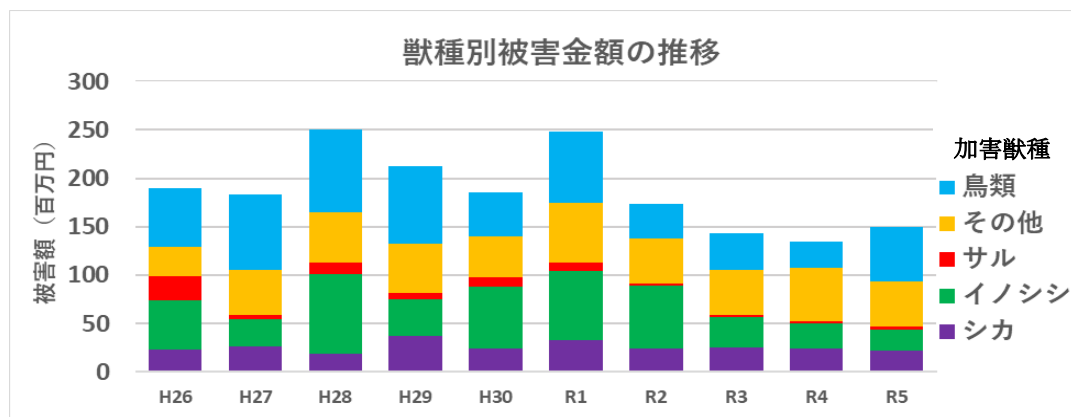
営農継続も含む適切な地域環境の維持のためには、より正確・迅速な被害報告により、被害実態を農業者・行政ともに把握したうえで対策を講じる必要があり、インターネットの活用等による被害報告の簡便化や、農業者に対する被害把握の必要性の周知による被害額の全容把握が望まれる。

また、鳥獣だけでなく、農産物の窃盗や農地への不法投棄など人為的被害にも農家が頭を悩ませているため、上記同様報告の簡便化や罰則・取り締まり等の対策強化が望まれる。

- ② 道路拡張やリニア中央新幹線にかかる線路整備等をはじめ、県下では様々な公共工事が進められているが、営農環境に悪影響を及ぼしている事例が認められており、将来的には広範囲に及ぶ可能性がある。

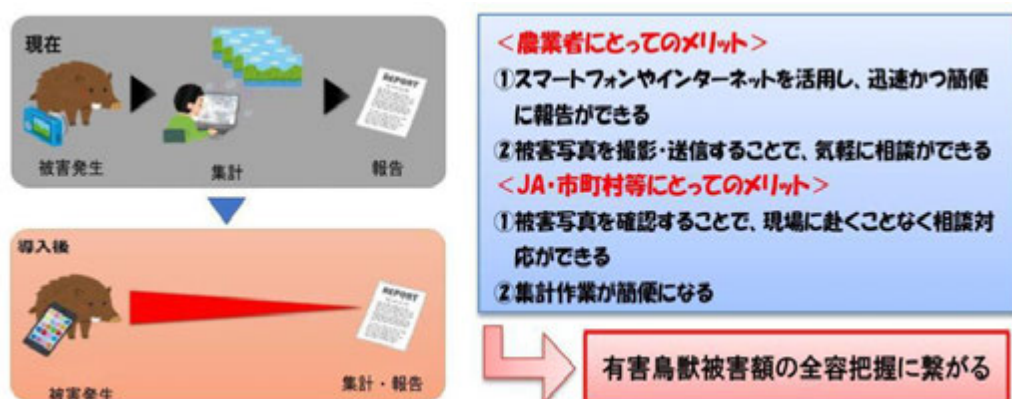
これ以上、農業・農家が社会発展の犠牲にならないよう、周辺環境に配慮した対応が望まれる。

【本県における獣種別被害金額の推移】



(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課『令和5年度 神奈川県の野生鳥獣による農作物被害の概況』より作成)

【スマートフォンやインターネットを活用した被害額調査（イメージ図）】



(JA神奈川県中央会作成 (画像: 株式会社ニュージャパンナレッジ作成資料より引用))

(5) 就農者へのサポート体制の構築について

農地の保全、農村の維持・振興を図り、食料安全保障を確保するには、後継者の事業継承が極めて重要であるが、後継者がいても経営の厳しさなどから離農に踏み切る農家も多い。

- ① 県内の後継者・新規就農者の就農時年齢は様々であるが、農水省事業の「新規就農者育成総合対策」において対象となる就農時年齢は49歳以下であるため、50歳以上の後継者・新規就農者は年齢要件により事業活用できない。
- ② 新規就農者の農業設備導入と同様に、後継者においても長年使用した農業施設や農機具の老朽化により設備投資が必要となる。同対策のうち後継者が対象となる「経営発展支援事業」では、親の経営に従事してから5年以内の継承が求められている。しかし、経営継承するまでの期間により事業要件を満たせないことや、事業継承と設備投資が必要となるタイミングは必ずしも一致しないことから、農業施設や農機具への設備投資を断念せざるを得ない場合がある。

以上のことから、本県の実態に即した後継者、新規就農者への支援の拡充・柔軟な対応が求められる。

1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

(機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象)

対象者：認定新規就農者※2(就農時49歳以下)

支援額：補助対象事業費上限1,000万円(2①の交付対象者は上限500万円)

補助率：県支援分の2倍を国が支援(国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,県1/4,本人1/4)

2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5

×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① サポート体制構築事業※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修
- ・農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

③ 農業者キャリアアップ支援事業

都道府県等による現役農業者に対する
デジタル・グリーン分野の人材育成強化

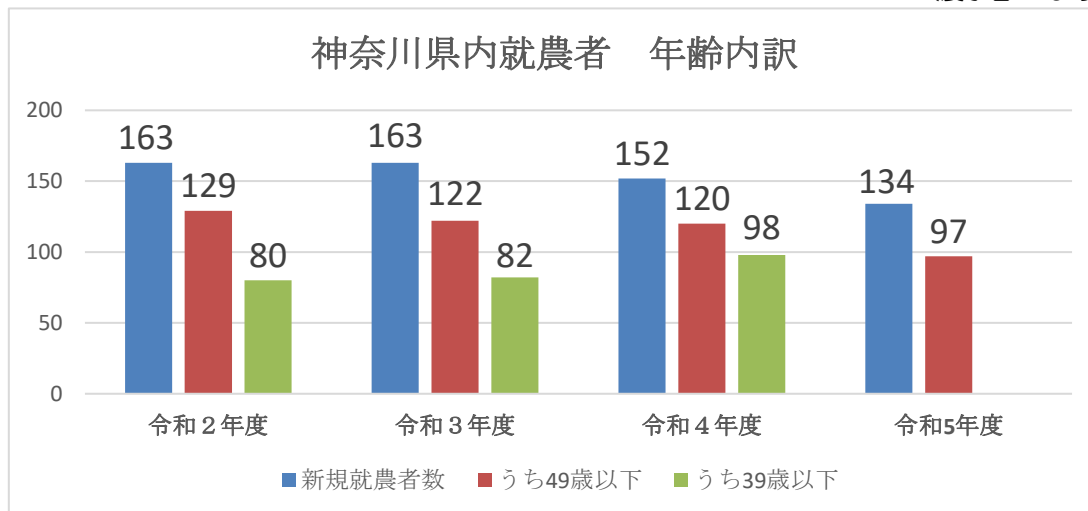
② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における
- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施等

④ 農業人材確保推進事業

インターンシップ、新・農業人フェアの実施 等

(農水省HPより抜粋)



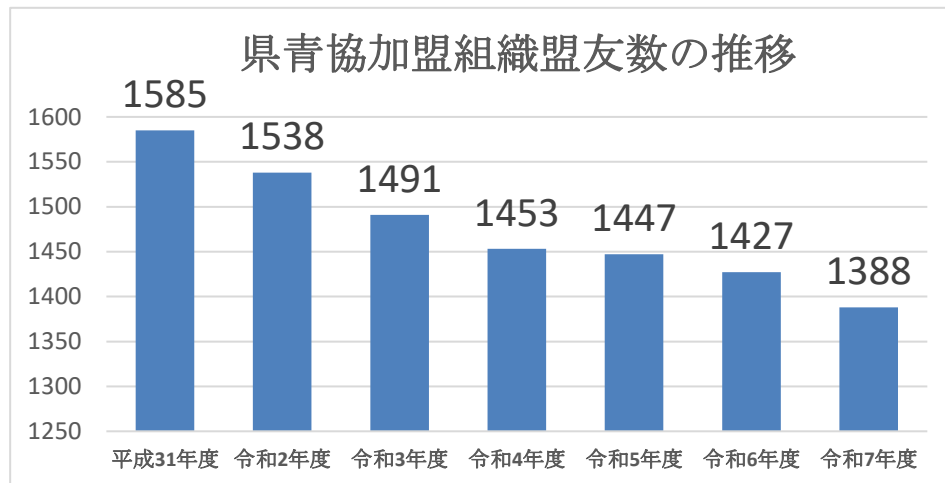
(農業をはじめる.JPを基に県青協作成)

2. 持続可能な青壮年部運営について

(1) 青壮年部加入促進について

県下 J A 青壮年部盟友数の減少傾向が続いており、組織の弱体化が懸念される。営農形態を超えて情報交換できることが青壮年部の強みであり、活動を通じて共に支え合いながら農業者としての声をまとめていくことがかながわ農業の持続性に繋がるため、幅広く青壮年部加入を働き掛けていく必要がある。

【神奈川県農協青壮年部協議会の盟友数の推移】



(県青協作成)



就農する際、何から始めればいいのか、上手くできるのか、不安や悩みを抱えながら一人での出発となる。

J A 青壮年部加入



- ・農業に長く携わっている先輩からアドバイスを受けることができる！
- ・同じ営農形態は勿論のこと、違う営農形態の人からも話を聞ける！（知識や農業の幅が広がる）
- ・農業者としての声を J A や県、国に伝えていくことができる！

Ⅱ. 県青協として取り組むこと

「令和7年度県青協活動方針・事業計画」に基づいた活動等の展開により
「Ⅰ.現状・課題」への対応を進める。

1. 「令和7年度県青協活動方針・事業計画」に基づいた行動

「令和7年度県青協活動方針・事業計画」より抜粋

《具体的活動内容》

1. ポリシーブック（PB）の活用による、安定した農業経営ができる環境づくり
 - （1）県青協版・単組版PBの作成・活用支援
 - （2）PBに基づいた政策の実現に向けたJAや議員等との意見交換会や要請活動の実施
2. かながわ農業の特性を活かした農業経営の確立
 - （1）農業に関する制度・税制等の情報収集
 - （2）健康増進をはじめ農業の持続性を高めるJA等の取り組みの情報収集・共有・実践
 - （3）かながわ農業の実態に即した盟友を主な対象とした情報交換会や学習会等の開催
3. 地域と「農」とのつながりをつくり、かながわ農業のサポーターを増やす
 - （1）かながわ農業への理解と支持の拡大を目的とした各種団体との意見交換会・交流会等の実施
 - （2）JAグループ等と連携した食農教育活動の展開
4. 組織活動を活性化させ、新たな仲間の加入促進に取り組む
 - （1）各種会議や学習事業等による課題共有と解決に向けた取り組みの実施
 - （2）球技大会等の盟友の結束力を高めることを目的とした親睦事業の実施
 - （3）県青協タイムズ等を活用した神奈川県農協青壮年部協議会活動の共有
 - （4）全国農協青年組織協議会、関東甲信越地区農協青年組織協議会活動への参画

Ⅰの実現に向けた 【県選出国會議員への要請活動】



Ⅰの実現に向けた 【関係団体との意見交換会】



Ⅰの実現に向けた 【「新しい農業自営者の集い」への参画】



2. 現状・課題をふまえた具体的な活動取組

(1) 鳥獣被害の報告グーグルフォーム

(1. (3) 鳥獣等営農環境にかかる被害対策について)

農業をしていくうえで、切っても切り離せない問題が鳥獣被害

「朝、圃場に行ったら農作物が荒らされていた」「何による被害なのか分からない」

「このまま泣き寝入りするしかないのか、、、」

そんな状況を打破すべく、県青協では試行的にグーグルフォームを用いた鳥獣被害報告フォーマットを作成しました！

県内盟友全員で、被害の全容把握に努めていきます！

< 報告用グーグルフォーム >



(2) 婚活事業 (2. (1) 持続可能な青壮年部運営について)

経営の厳しさによる離農はもちろん、少子高齢化社会による後継者不足も大きな問題です。かながわ農業の継承や将来の盟友の維持も視野に、県内JA、青壮年部では婚活事業に取り組んでいます！

(3) 農業理解運動について

SNS等を用いた農業の魅力の発信や、学校への出前授業や農業体験等、消費者に農業を直接伝え、理解を深めてもらうための活動を神奈川県青協では取り組んでおります！

神奈川県青協の盟友1,388名、1人1人の活動が消費者理解につながり、神奈川農業をよりよくするための礎となります！

引き続き積極的に取り組んでいきましょう！



Ⅲ. 中央会・連合会に求めること

以下を踏まえ、J Aグループ神奈川一体となった事業・活動を進めるとともに
県青協・県下 J A 青壮年部と連携した農政活動の展開により要望実現に努めること。

1. 持続可能な農業経営について

(1) 農業理解醸成について

- ・ 農業実習等、農家との交流を通じ、全職員に対して、地元農業の重要性や青壮年部活動にかかる理解促進を図ること。
- ・ 食農教育や農業体験を通じて、准組合員や地域住民に農業の重要性の理解促進を図るとともに、再生産可能な適正な価格形成にかかる理解醸成により、地元農畜産物のさらなる消費拡大に努めること。
- ・ これらの取組みにあたっては J A グループ神奈川が一体となり、県青協と連携しながら運動を進めること。

(2) 生産コスト高騰を踏まえた農畜産物価格について

- ・ 再生産可能な適正な価格形成にかかる実効性ある仕組みの確立に向け、生産コストが確実に価格転嫁される仕組みとなるよう法制度化の状況を注視するとともに、准組合員をはじめ消費者・流通業者等、関係者の理解醸成に努めること。
- ・ 高騰する燃料を使用しない作型品種や代替的なエネルギーについての情報を提供すること。また、代替的な生産資材を導入し、生産者の負担を軽減すること。
- ・ 生産資材の高騰等の状況に応じ、組合員の営農継続に向けた支援策を継続して実施すること。

(3) 税制について

- ・ 相続税をはじめとする各種税制度にかかる複数世代を対象とした研修会の開催や周知資材の配布・事例紹介等を行い、組合員・盟友が自分事の課題として捉えることができるよう理解醸成を図ること。
- ・ 農地税制について、都市農業の実態をふまえた制度の確立に引き続き努めること。



米価運動で都内デモの先頭をゆく（S36年7月）※県中央会で着色加工



10年運動の総決算として”56年決戦”に立ち上がった盟友たち（S56年）※県中央会で着色加工

(4) 鳥獣等営農環境にかかる被害対策について

- ・鳥獣等被害の発生時には行政と連携して被害状況を調査・発信すること。
- ・被害対策にかかる研修会などを開催し、周囲の農家や地域住民を巻き込んだ地域ぐるみの対策を行うこと。
- ・わなの貸し借りや柵の設置にかかる補助など、被害対策の支援を拡充させること。
- ・公共工事により営農環境への悪影響が広範に見込まれる際には、行政との連携や要請活動等を通じ組合員の営農継続に向けた対応を図ること。
- ・県青協で取り組むグループフォームによる鳥獣被害の報告について、成果が得られた際には県内組合員への取り組みの拡大に協力するとともに、実態に基づく予算の確保や対策の実施にかかる行政への要請に活用すること。



緑の旗をなびかせ県青協結成大会に集まる盟友（S27年2月）
※県中央会で着色加工

(5) 就農者へのサポート体制の構築について

上記のほか、種苗メーカー等との連携による栽培技術研修をはじめ、農業技術の習得や営農に関わる情報提供を引き続き積極的に行うこと。

2. 持続可能な青壮年部運営について

(1) 青壮年部加入促進について

- ・就農の相談窓口の設置とその周知を積極的に進めるとともに、就農者への青壮年部加入の促進や就農者にかかる情報共有を行うこと。
- ・就農者と青壮年部との交流の場を設けること。
- ・就農に直結する施設であるかながわ農業アカデミーとの連携を強化し、就農前時点での組合加入の喚起を行うとともに、青壮年部にかかる周知・加入促進を行うこと。



組織問題を討議する県青年連絡協議会
（S29年）※県中央会で着色加工



市民への理解を求める立看板づくり（S56年5月）※県中央会で着色加工

IV. 国・県へ要請すること

1. 持続可能な農業経営について（I. 1.（1）～（5）と対応）

（1）農業理解醸成について

- ・農業高校のみならず、普通科高校や小中学校等の教育現場において農業実習などをカリキュラムに組み込む等、食料安全保障の礎となる食農教育の一層の展開を図ること。
- ・県民に対しての営農環境にかかる周知を通じた理解醸成を図ること。また、近隣の住環境に配慮し農業方法を変更した際にかかる費用に対する助成を創設すること。

（2）生産コスト高騰を踏まえた農畜産物価格について

- ・生産資材の高騰に対する恒久的な政策を講じること。
- ・農業経営の安定に向けて、県内の農業者にとって再生産が可能となるよう、適正な価格形成にかかる法制度化を早期実現し、関係者の理解醸成を図るとともに、以下により実効性ある仕組みを確立すること。
- ・取引の内容が費用等を十分に考慮しているかの判断基準や、同基準から逸脱している場合の農水大臣の対応にかかる、実効性のある仕組みを設定・運用し、費用を考慮した取引が当然に行われる機運を醸成すること
- ・より幅広い農畜産物を指定品目とし、コスト指標の設定を含め、全ての農畜産物に対して制度効果が及ぶものとする
- ・コスト指標の設定にあたり、地域の実態をふまえ幅広く検討できるようにすること

（3）税制について

- ・生産緑地に設置が認められている農産物の加工施設・直売所・農家レストランや、駐車場等の付帯施設を含む農業用施設等に供される土地について、相続税納税猶予制度の適用対象とすること。
- ・自宅敷地内の農業用施設用地について、固定資産税・都市計画税・相続税の軽減措置を講じること。

（4）鳥獣等営農環境にかかる被害対策について

- ・スマートフォンやインターネットを活用した、被害報告を簡便化する手法を構築すること。
- ・わなの貸し借りや柵の設置にかかる補助など、被害対策の支援を拡充すること。
- ・地域一体となった有害鳥獣対策に向けて、農業者への被害把握の必要性の周知や地域住民などに対する理解・意識醸成のための活動を主体的に行うこと。
- ・人為的な不法行為を防止するため、罰則や取り締まりを強化すること。あわせて、地域一体となった通報体制の整備やそれに向けた機運醸成などの対応を図ること。
- ・公共事業工事の実施の際に、周辺の農業経営の継続に悪影響が無いよう対策を講じること。また、事業実施者に対して万全な対策を講じるよう強く働きかけること。

(5) 就農者へのサポート体制の構築について

- ・本県の就農実態を踏まえ、「新規就農者育成総合対策」、同対策の「経営発展支援事業」における就農時年齢や親の経営に従事してから事業継承までの年数を緩和する等、後継者や新規就農者が活用しやすいよう柔軟に支援の拡充・制度構築を図ること。
- ・就農者が営農継続できるよう、J A等と連携したサポート体制を構築すること。
- ・就農者への市町村単位での独自支援策に格差が出ないように、行政間での調整を図ること

神奈川F・A・R・M21

1. Friendship 若者らしく颯爽と生きよう

青年部活動を通じて、盟友間はもとより多くの若者との交流・親睦を図り自己研鑽に努めよう。

2. Agriculture 常に時代にあったJ Aの創造に努めよう

常に問題意識を持ち、若者らしい発想をもって農協の事業・運営に対して、主体的な提言活動を実践しよう。

3. Relationship 地域の一員として、一人の社会人として活動しよう

自らの農業経営を通じて、地域づくり・地域活動に積極的に参画し、地域で評価される農業者になろう。

4. Management 都市農業の確立に努めよう

時代に即応した経営感覚と経営努力により、都市農業を確立・発展させよう。

「神奈川F・A・R・M21」を県下J A青壮年部が取り組むべきスローガン及び活動テーマとし、総会・各種大会等において、盟友間で確認するとともに組織・営農活動を通じその実現に取り組むこととする。